

創刊号



街路樹だより



街路樹の巨木化・老木化が進み安全面での課題が顕在化している現状を踏まえ、新たな街路樹の管理方針・計画の策定に向けて、「街路樹の管理方針・計画の策定に関する審議会」を設置し、今後の街路樹管理の在り方についての審議を開始しました。

1 街路樹とは

道路用地の植樹帯、植樹ます、分離帯の中に列状に植栽される樹木のことで、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第2号で道路の附属物として「道路上の並木で道路管理者の設けるもの」と規定されています。

2 街路樹の機能

季節感を演出するなど良好な都市景観の形成、緑陰の形成等による温暖化対策、騒音の緩和や大気汚染物質の吸着による環境保全、遮光や衝撃緩和等の交通安全機能、延焼防止などの防災対策機能など、多面的な機能を有しています。

多面的な機能



修景



緑陰の形成



交通分離



建物倒壊防止

参考：道路緑化技術基準

3 街路樹の現状

本市が管理する街路樹(令和7年8月時点)は、高木が11,378本、中木が587本で、整備路線数は234路線です。

高木(3m以上)の樹種別本数は、イチョウが一番多く、次にハナミズキ、ケヤキ、サクラ(ソメイヨシノ)、トウカエデの順となっています。

管理本数等 (令和7年8月現在)

樹木区分	本 数	路線数
高木	11,378 本	234 路線
中木	587 本	
合 計	11,965 本	

樹種別本数 (上位5種)

順位	樹 種	本 数
1	イチョウ	2,520 本
2	ハナミズキ	1,815 本
3	ケヤキ	1,509 本
4	サクラ(ソメイヨシノ)	1,232 本
5	トウカエデ	503 本

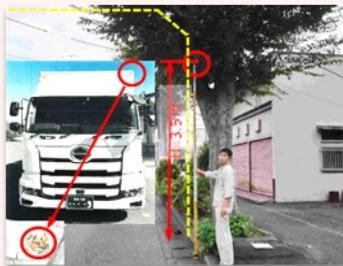
4 街路樹の課題

本市の街路樹は、植樹から約70年を経過する樹木もあるなど、近年は巨木化・老木化が進み、倒木等による事故の発生をはじめ、安全面での課題が顕在化しています。

課題



倒木事故



張り出した枝による接触事故



根上がりによる歩道の亀裂



街路樹により信号が隠れている



民地側への枝の張り出し

<顕在化している課題>

- ・倒木、落枝の発生
- ・根上がりによる歩道の段差や亀裂の発生
- ・隣接する土地への枝の張り出し
- ・建築限界内への枝の張り出し
- ・信号や標識等の視認性の低下
- ・強剪定による景観悪化 等



街路樹により見通しが悪くなっている



歩道有効幅員が狭い



強剪定による景観悪化



落ち葉の堆積



街路樹の根茎が下水管内に侵入

5 街路樹の管理方針・計画の策定に関する審議会

計画的な伐採や更新、剪定等を実施し事故等を未然に防ぐため、新たな街路樹の管理方針・計画の策定に向け、令和7年10月に審議会を設置し、今後の街路樹管理の在り方についての審議を開始しました。

第一回

- 日 時：令和7年10月30日（木）午後2時30分～4時30分
- 場 所：相模原市民会館3階第1中会議室
- 出 席 者：審議会委員11名、市関係職員等
- 諮問事項：今後の街路樹管理の在り方について
- 主な内容：街路樹の現状と課題等について審議しました。



現地視察(市役所前通り)の様子

- 主な意見：
- ・面積の広い相模原市において、**街路樹管理は大きな課題**
- ・原因をしっかり整理して問題に対応することが重要
- ・危険を可能な限り除去する対応が必要
- ・樹木が幸せな形で生きられる管理を模索したい。
- ・生態系や温暖化対応など多様な視点を踏まえた議論を進めたい。
- ・市民や団体を巻き込んだ協働の仕組みを考えたい。等



第二回

- 日 時：令和7年11月19日（水）午後1時00分～3時00分
- 場 所：相模原市役所第2別館3階第3委員会室
- 出 席 者：審議会委員11名、市関係職員等
- 主な内容：国土技術政策総合研究所（国土交通省）の方を招き、「道路緑化の現状と課題 その対応策について」をテーマにご講演いただきました。また、相武国道路事務所（国土交通省）からは、国道16号の街路樹管理について事例紹介がありました。その後、街路樹管理の「**目指すべき将来像**」や「**基本的な考え方**」、「**取組方針**」について審議しました。

- 主な意見：
- ・道路緑化の機能は道路本来の機能との調和を前提にすべき
- ・街路樹は河岸段丘や森の緑をつなぐ「**緑の回廊**」としても重要
- ・沿道土地利用との関係を踏まえることを記載したほうがよい。
- ・枯れ枝や樹木の傾斜などをボランティアの方々に見つけてもらうことでもできるのでは。
- ・担い手の育成では**小中学生の地域活動参加を促す仕組み**を検討すべき
- ・流行に左右されない樹種選定が重要
- ・路線全体として樹種転換を含む**計画性を持った取組**が必要
- ・**シンボル並木形成を目指して道路設計を行う**ことがあってもよい。
- ・車道から歩道まで連続した空間として対応すべき
- ・**A.I.を活用した予防的伐採**も検討すべき 等

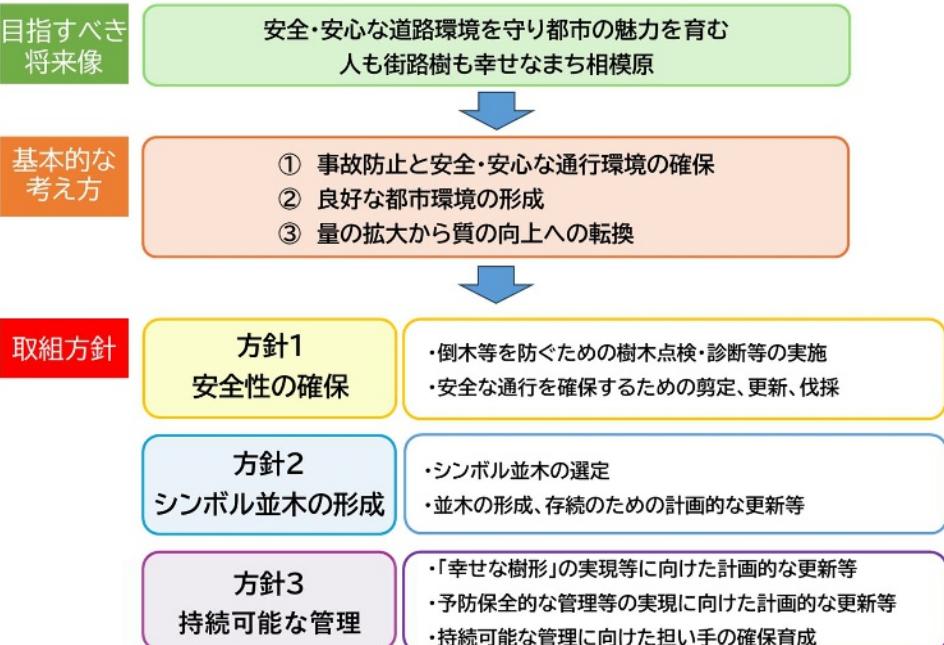


会議録準備中

第
2
回

■ 「(仮称)街路樹管理方針」の構成案 :

- ・街路樹が有する多面的な機能を維持しつつ、安全・安心な道路環境と都市の魅力向上とを両立させるとともに、将来にわたり継続していくため、街路樹の量の拡大から質の向上への転換を図ることなどの視点で「目指すべき将来像」を設定
- ・「目指すべき将来像」の実現に向けた3つの「基本的な考え方
- ・それぞれの考え方に対応する3つの「取組方針」を設定



⇒ 第3回審議会（R8.1）では「具体的な取組施策」について審議する予定です。

6 今後の予定

令和7年度	R8年1月 第3回審議会 R8年2月 第4回審議会（答申） ⇒ 答申を受け、年度内に 管理方針を策定
令和8年度	引き続き審議会での審議を経て、具体的な 管理計画を策定
令和9年度	管理方針・計画に基づく街路樹管理に着手

[コラム] 相模原市の街路樹

相模原市の街路樹は、戦後間もない昭和27年に、神奈川県の緑化祭の取組の一環として市役所周辺において桜の植栽整備が始まったと言われており、その後、他の路線で街路の整備に併せてイチョウやケヤキなど多く植栽され、美しい風格のある都市景観の形成に寄与しています。

